

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

民意を反映する選挙制度実現
比例定数削減反対！ 運動情報

第 456 号 本号 5 号

2014 年 6 月 25 日（水）

特報

憲法共同センターが 7 月 1 日緊急行動

（記事別項）

宣伝に強い反応

東京の職場革新懇合同の行動

6 月 24 日池袋駅で 4 つの職場革新懇が、「集団的自衛権行使容認の閣議決定ゆるさない！」と宣伝、都民の強い反応を得ました。【別紙に東京革新懇ファックスニュース 364 号】

文官一部修正(高村提案)で公明党執行部合意へ 7 月 1 日閣議決定の方向にむけ必死の与党調整 しかし、党内の混乱もあらわ

たたかうほどに矛盾が鮮明に 毎日が勝負！！ 密室与党協議 9 回目

6 月 24 日の密室協議では、20 日の「閣議決定案の概要（たたき台）」のうち、「3 憲法第 9 条の下で許容される自衛の措置（検討中）」への「高村私案」【別掲①】について、「高村試案」【別掲②】が、武力行使の新しい「3 要件」として出されました。

「他国に対する武力攻撃…」を「密接な関係にある他国に対する武力攻撃…」とし、「根底から覆されるおそれがある」を「根底から覆される明白な危険がある」とするなど、公明党の要求をのんだものといわれています。多国籍軍への参加などの集団安全保障の軍事的措置参加については、たたき台にある「貢献」を否定せず、参加を認めたままで、現に自民党幹部は「座長試案をもとに集団安保への参加は可能と主張」（時事 6 月 24 日）と報じられています。

公明党は 25 日党内議員会議をおこないましたが、まとまりませんでした。明日も議員会議がおこなわれ、28 日には地方幹部も含めた「幹事会」が開催される見通しです。

ごまかしと詭弁を弄し、何重ものクーデター的手法で憲法 9 条をないがしろにしようとしています。しかし世論調査で、集団的自衛権行使容認反対、閣議決定による解釈変更で集団的自衛権行使を認めることには反対が多数です。したがって国会内の多数の与党勢力を背景に安倍内閣が閣議決定を強行すれば、国民との矛盾はひろがります。そしてその後待ち受ける関連法の改定では一層矛盾があらわになります。また、年末の

日米ガイドライン再改定につなごうとすれば、「密接な関係にある国」がアメリカであり、アメリカの戦争に自衛隊を動員するということが鮮明になります。

今、なんとしても世論と運動で閣議決定をストップさせましょう。毎日が勝負です。

特報 続き

憲法共同センターが官邸前緊急行動、全国に いっせい行動を呼びかけ

憲法共同センターは、閣議決定がおこなわれるといわれている7月1日、12時15分から、首相官邸前で緊急行動を行います。また夕方には街頭宣伝を計画しています。

憲法共同センターは、密室協議が重ねられ、閣議決定が策されている緊急事態にあたり、全国各地で街頭宣伝・シール投票、デモ・パレード、議員・議員事務所への働きかけ・ファックス行動など、いっせいに行動することを呼びかけています。

今後の緊急行動

憲法共同センター、解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会などが予定している行動の予定は下記のとおりです全国各地で取り組まれる行動と呼応・連帯して成功させましょう。

6月27日（金）	9時30分～10時30分	官邸前（実行委員会、1000人委員会）
30日（月）	18時30分～19時30分	官邸前（実行委員会）
7月 1日（火）	9時30分～10時30分	官邸前（実行委員会、1000人委員会）
	12時15分～12時45分	官邸前（憲法共同センター）
3日（木）	18時30分～19時30分	官邸前（実行委員会）
4日（金）	9時30分～10時30分	官邸前（実行委員会、1000人委員会）

【資料①】 憲法解釈変更の閣議決定案の概要（たたき台）のうち「3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置（検討中）」への「高村私案」（6月20日）

【「高村私案」】

○憲法第9条の下において認められる「武力の行使」については、

（1）我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがあること

（2）これを排除し、国民の権利を守るために他に適当な手段がないこと力行使にとどまるべきことという三要件に該当する場合に限られると解する。

○国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解。上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる。

（3）必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという三要件に該当する場合に限られると解する。

○国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解。上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる。

○憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、民主的統制の確保が求められる。上記の「武力の行使」のために自衛隊に出動を命ずるに際し、現行法令上の防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記。

【資料②】 資料①修正案

(1) いかなる事態においても国民の命と暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどう解釈されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたような根本的に変容し、変化し続けている我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的・規模・態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。このように、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合もある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国を防衛し、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置としてはじめて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

情報 公明党議員の反応

解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員会に参加するメンバーで公明党議員へ野働きかけをしている人たちがいます。その結果が報告されていますので紹介します。

◆土壇場の議員要請の反応

昨日 6 月 24 日、当日のムチャな呼びかけにも関わらず、9 人が参加して、公明党の全議員の事務所に要請行動を行いました。議員は不在の事務所がほとんどで、秘書に対する要請となりましたが、反応は様々でした。与党協議メンバーのところでは「多くのファックスが届いています」と聞かされました。「思いは同じで、離党したいくらいです。ただ、民主党政権はひどかったので、連立を離れるのはどうか」ともらす秘書がいる一方で、「集団的自衛権の問題は民主党政権の負の遺産だ。尖閣や竹島の問題にきちんと対応してこなかったからだ。むしろ、野党がしっかりすべきだ」と責任転嫁する秘書もいました。

また、「頑張っているが一年生議員なので影響力が弱い」との声も。私たちの「少なくとも、7 月 5 日の地方代表者会議を踏まえて判断すべきでは」との問いには、「日頃から地方組織と意見交換しており問題ない」との回答がほとんどでした。中には「マスコミが勝手に書いている。私たちは聞いていない」「あなた方と議論するつもりはない」などの冷たい対応も。

なお、25 日の午前に行われる議員会合について、「何時からですか」と尋ねても、詳しい時間は教えてもらえませんでした。また、掲載されるかどうか分かりませんが、新聞記者からの取材もありました。